

# 電子申告に関する要望事項 (eLTAX 編)

平成 25 年 6 月 25 日

日本税理士会連合会 情報システム委員会

## はじめに

平成 16 年 1 月に e-Tax が運用を開始し、その翌年の平成 17 年 1 月に eLTAX は運用開始した。

e-Tax の利用率が年々増加する中、eLTAX においても参加する地方公共団体の数が年々増加し、平成 26 年 1 月までに個人住民税の受付に関しては、1,742 の全市区町村で受付開始が予定され、それ以外の税目あるいは申請・届出についてもほぼ 100% 近くの団体で受付が開始される予定となっている。

すでに、平成 23 年 1 月からは e-Tax と eLTAX の連携が始まり、国税庁から電子申告で行われた所得税の申告データが各地方公共団体へ転送されるなど、電子申告で行った申告データの二次活用サービスも随時開始されている。

さらに、平成 26 年 1 月 1 日以降、国税において給与等及び公的年金等に係る源泉徴収票について、前々年に提出すべき枚数が 1,000 枚を超える場合、e-Tax もしくは光ディスク等を利用した電子提出が義務づけられるが、それとあわせて、各地方公共団体に提出する「給与支払報告書（個人住民税）」や「公的年金等支払報告書」についても、eLTAX もしくは光ディスク等を利用した電子提出が義務付けられることとなった。

このように、電子申告制度の利用環境が整いつつあり、今後ますます電子申告・納税の利用ニーズが高まってくるものと期待される。

しかしながら、eLTAX については現状において、以下のような多くの改善すべき問題が存在しているものと考えられる。

- ① 100% 近くの団体で受付可能になる見込みとなったものの、まだ eLTAX の受付ができない市区町村がわずかではあるが残っている。
- ② 24 時間利用可能となっていないばかりか、e-Tax の利用時間帯と完全には整合していない。
- ③ 対応税目等についても受付団体によっては一部対応していない。
- ④ OS やブラウザ等のバージョンアップへの対応が遅い。
- ⑤ システムにおいて、その脆弱性等が指摘されている Java を利用している。
- ⑥ 代理送信において、送信したものが税理士資格を有するかどうかを確認していないケースがある。
- ⑦ システム運用の停止について事前に余裕をもった案内もなく実施する。

その他、お知らせメールの内容の充実や、操作方法の簡便化などの要望もあり、今後、eLTAX の利用率を高めるためには、利用者にとって真に利便性を感じるシステムとなる必要がある。是非ともこの要望書にて提起した項目が早い段階で実現されることを期待する。

最後に、改善要望の枠を超えた制度に対する要望ではあるが、理想としては、現状のように eLTAX と e-Tax が別システムとして、それぞれ運用されるのではなく、両者を統合した一つのシステムで運用されるということが実現されるならば、利用者にとって利便性が確保されることはもちろん、行政にとっても大幅なコスト削減につながるものと思料する。

## (受付体制)

### 1. 全市区町村の電子申告（eLTAX）の早期受付体制を構築すること。

平成 26 年 1 月 1 日以降、給与支払報告書が 1,000 枚を超える事業所は給与支払報告書の提出方法が eLTAX 又は光ディスク等に義務化されることに伴い、全市区町村で給与支払報告書の電子的受付が平成 26 年 1 月までに開始されるが、法人市民税、固定資産税等については、導入が未定な団体がある。

全市区町村において eLTAX が利用可能となれば、特に法人の申告において国税及び地方税の申告等がすべて電子申告に対応することにより効率的になり、納税者の利便性もさらに向上し、eLTAX の普及だけでなく、すべての電子申告の普及につながるため、全市区町村においてすべての税目が eLTAX で利用できるよう整備を図ること。

## (受付時間)

### 2. 運用時間を拡大すること。

eLTAX の利用が集中する時期においては、運用時間が拡大され利便性の向上に努められているが、電子申告の利点を生かし本来であれば 24 時間運用されることが望ましい。e-Tax が利用可能であるにもかかわらず、eLTAX が利用できないことは大変不便なことから、当面 e-Tax の運用時間と合わせること。

## (対応税目)

### 3. 対応税目を拡大すること。

年金収入額が 400 万円以下の年金受給者について、確定申告が不要となっても、個人住民税の申告を要する場合がある。そのため、今後、個人住民税の申告のみを要する者が増加した場合、現状のような市区町村役場の窓口の事務処理能力では対応しきれないことも考えられることから、納税者の利便性の面からも個人住民税に早期に対応すること。

また、e-Tax と同様に納税及び申請・届出等にも対応すること。

## (システム)

### 4. 一般的な OS、ブラウザ等の変更に早期に対応すること。

e-Tax ではすでに Windows 8 及び Internet Explorer10 に対応しているのですが、早急に eLTAX においても対応すること。新たな OS やブラウザへの対応が遅れることは、利用者にとっては非常に不便を強いられることから、少なくとも e-Tax と足並みを揃えて対応することを望む。

### 5. Java を利用しなくても利用可能なシステムにすること。

Java はその脆弱性が指摘され、日米の公的機関から警告が出されているなど、セキュリティにおいて大変不安な状況となっている。そのような状況の中、地方税ポータルシステムの HP では注意喚起が不十分であり、また、指定バージョンが警告対象になっているにもかかわらず使用し続けるなど、新バージョンへの対応が遅れている。

さらに、Java のインストールには非常に高いスキルが要求され、利用者にとっては、それに対する対応について極めて困難を強いられている。

このようなことから、早急に Java を使用しなくても利用可能なシステムの構築を要望する。

## 6. 利用届出について利便性を向上させること。

eLTAX の利用届出は、ポータルセンタへの受付手続が完了した後に、発行された利用者 ID と仮暗証番号を利用してログインし、利用者自身が暗証番号を変更して初めて利用可能となることから、e-Tax のように利用届出の提出後ただちに利用することができず、この間数日を要する。また、利用届出の際にメールアドレスの登録も必須項目となっているため、不便を感じる。

このようなことから、e-Tax と同様に利用届出の提出後、自身の暗証番号を設定し、ただちに利用を可能とすること及びメールアドレスの登録を任意とすることを要望する。

## 7. お知らせメールとメッセージボックスについて以下の項目について改善すること。

- ① 利用届出の提出後、提出が完了した旨のお知らせメールをメッセージボックスに格納すること。
- ② 予定納税の金額をお知らせメールに記載すること。
- ③ 地方公共団体によってお知らせメールを配信する団体としない団体があることから配信内容等も含めて統一的に対応すること。

## 8. 操作方法を簡単にすること。

申告入力の流れが難しく、操作方法が複雑である。これらについて改善され利便性が向上されることを要望する。

## 9. 保存期間を長くすること。

申告を行う際、画面上で入力した情報を一時保存できるが、保存期間が1週間と短いため、保存期間を長くすること。

### (代理送信)

## 10. 電子証明書を厳密に確認すること。

eLTAX に登録している電子証明書と実際に署名に使用された電子証明書が異なるものであってもその申告が正常に受け付けられてしまうケースがある。電子認証基盤において電子証明書を使用して電子署名を付与することを求めている趣旨を鑑みると重大な不備である。電子証明書の同一性をチェックすることはもちろん、代理送信した者が税理士資格を有するものかどうかのチェックを確実に実施すること。

### (システム運用)

## 11. システムの変更等の場合、税理士会へ協議ならびに早期に通知すること。

過去に、eLTAX の利用が集中する時期にもかかわらず、余裕をもった案内がなされることもなくシステムの運用が停止されたため、混乱を生じた事態があった。

今後、システム運用の停止がある場合やシステムの変更等が予定されている場合は、あ

らかじめ税理士会に早めに案内し、十分な協議を経たうえで実施することを要望する。

## **12. eLTAX と e-Tax を統合システムで運用すること。**

利用者の立場、あるいはシステム運用の合理性を考えれば eLTAX と e-Tax のシステムを統合することが望ましい。

申告、申請、届出等においては、記載事項が重複する項目も少なくないため、入力作業が省力化される。また、法人の申告手続においては、現在、双方の受付時間が完全に一致していないため、e-Tax の申告は完了しても、eLTAX の申告は運用時間外で申告ができないことがある。また、納税面において国税では電子納税の手続が可能でありながら、地方税では金融機関で納付しなければならないというように利用者にとって大変不便を強いられている。消費税申告・納税手続のように、e-Tax に申告・納税することによって手続が完了すれば大変便利である。さらに、行政コストの削減にも寄与するものと思料する。

以上のことから eLTAX と e-Tax を統合システムで運用すること強く要望する。

以上